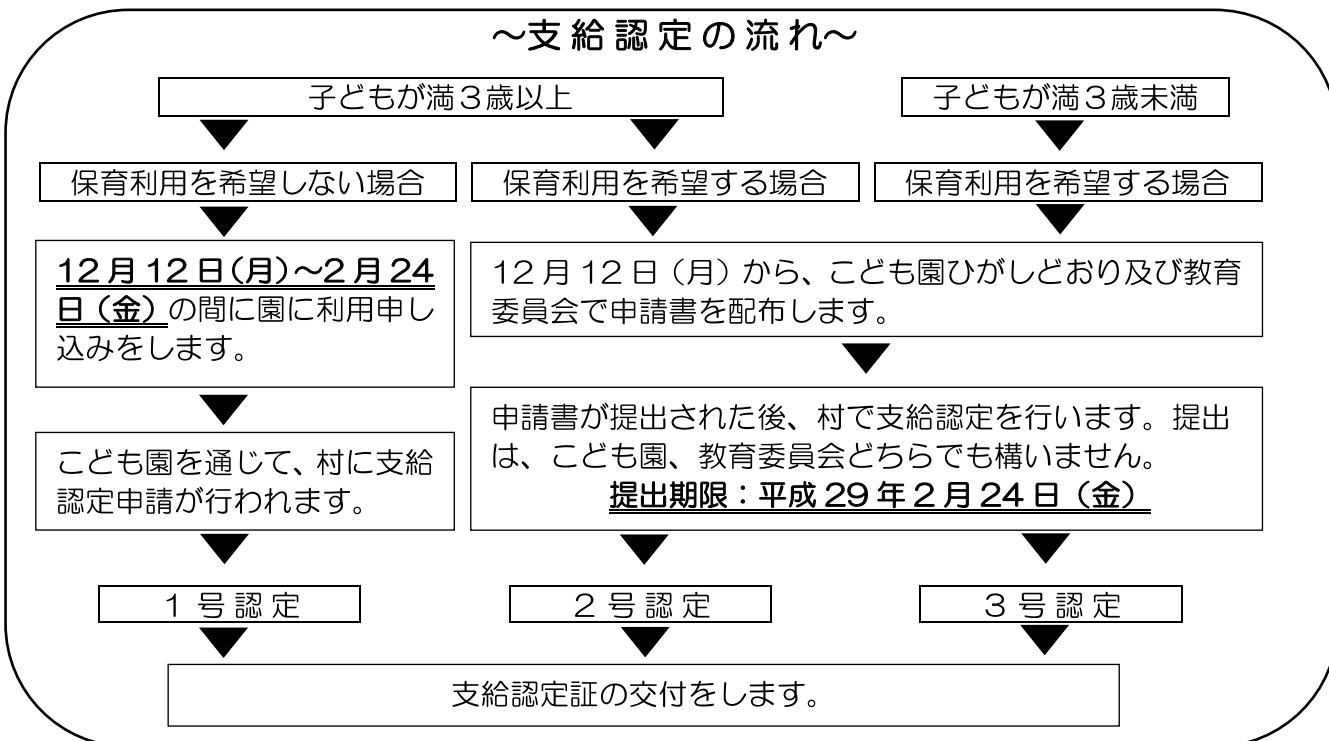


～こども園ひがしどおりの利用を考えているみなさんへ～

来年度の入園申し込みが始まります。

昨年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、施設利用を希望する場合、3つの認定区分による「保育の必要性」の認定（支給認定）を受ける必要があります。この「支給認定申請」は、入園の申込みに併せて手続きします。申請により、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた認定証が交付され、認定区分に基づく利用時間等により、施設を利用することになります。

～支給認定の流れ～



～認定区分について～

- 1号認定：子どもが満3歳以上で保育を必要とせず、教育利用をする場合
- 2号認定：子どもが満3歳以上で保育を必要とする場合
- 3号認定：子どもが満3歳未満で保育を必要とする場合

※「保育を必要とする場合」とは、保護者（両親）が就労や疾病等の理由により、家庭での保育が困難である場合を指します。

- ※1）今年度すでに支給認定を受け、こども園ひがしどおりを利用している児童については、来年1月に必要書類を配布させていただきます。
- ※2）期限を過ぎた場合、5月以降の入園となります。また、年度途中の入園を希望する場合も必ず申し込みをしてください。
- ※3）こども園ひがしどおり以外の保育所や幼稚園等を利用希望する場合は、担当までお問い合わせください。

【問合せ先】

東通村教育委員会教育総務課 坂下 ☎0175-27-2111（内線372）
内閣府 子ども・子育て本部 ☎03-5253-2111（代表）

（詳しい内容は、ホームページ[内閣府子ども・子育て支援新制度（検索）](#)にも掲載されています）